

答 申 第 6 8 号
(諮 問 第 6 8 号)

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 6 月 13 日付け鎌総第 828 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年 1 月 22 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 29 年 4 月 1 日以降に、広域的なまちづくりに関し、会議、協議、打合せ等を実施した記録類、資料」に対して実施機関鎌倉市長が平成 30 年 3 月 30 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年 1 月 22 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 29 年 4 月 1 日以降に、広域的なまちづくりに関し、会議、協議、打合せ等を実施した記録類、資料」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年 2 月 5 日付け鎌倉市指令深地第 54 号で行政文書一部公開決定を行ったが、その後平成 30 年 3 月 30 日付け鎌倉市指令深地第 69-1 号で前記決定を取り消し、改めて同日付けで鎌倉市指令深地第 69-2 号として行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年 5 月 1 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年 5 月 1 日に提出した審査請求書及び同月 25 日に提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なか

ったので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 本件処分においては、公開請求した「広域的なまちづくり」に関する記録類、資料のうち、平成 29 年 10 月 23 日、同年 11 月 17 日及び同年 12 月 25 日に開催された打合せに関する文書が公開されていない。

イ 実施機関は上記に開催した打合せを、平成 29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託の委託業者と検討調査内容について行った関係機関との打合せとしているが、内容としては鎌倉市と藤沢市の広域的なまちづくりに関する打合せである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 30 年 5 月 18 日付けで提出された弁明書及び同年 10 月 22 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件請求にある「広域的なまちづくり」については、神奈川県、藤沢市及び鎌倉市が参画している協議会があり、それに関連する打合せを「広域的なまちづくり」という枠組みとしていることから、その打合せに関する文書を本件請求対象文書として特定し、打合せの次第、議事概要及び資料を公開したものである。
- (2) 審査請求人が公開されていないと主張する、平成 29 年 10 月 23 日、同年 11 月 17 日及び同年 12 月 25 日に開催した打合せに関する文書については、同打合せが委託業者に対する仕様の詳細、技術的な部分を詰めるための打合せであったため、「広域的なまちづくりに関し、会議、協議、打合せ等を実施した記録類、資料」とした本件請求には該当しないと判断した。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 29 年 4 月 1 日以降の広域的なまちづくりに関する会議、協議及び打合せ等を実施した記録類や資料である。

実施機関は本件処分において、条例第6条第1号及び第2号に該当するとして一部公開決定を行っているが、一部公開された文書に係る条例各号の該当性及び非公開の範囲については、審査請求人はこれを争わない。そこで当審査会は、本件請求時における該当文書の特定についてのみ検討する。

(2) 文書の特定について

ア 条例第5条第2号は、行政文書の公開を請求する際には、「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を公開請求書に記載しなければならないと規定している。

イ 実施機関は、本件請求の請求内容から、「広域的なまちづくり」と題する打合せを特定したとする。他方で、当審査会が審査請求人に本件請求に関する文書特定について審査請求を行った趣旨を確認したところ、「広域的なまちづくり」と称する会議体に関し、実施機関が特定した会議要旨、打合せ及び連絡調整会議と題する文書以外にも請求対象文書が存在すると主張するものと回答している。

ウ 実施機関が特定した「広域的なまちづくり」と題する打合せに関する行政文書について、他に請求対象文書が存在しないとの説明に不自然・不合理な点は見当たらず、その他実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

よって、実施機関の判断は妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

一般に、情報公開請求を行う市民は、行政文書の具体的な名称や記載項目等を知らないのが通常であり、実施機関としては、公開請求対象文書の特定にあたり、請求の趣旨を十分に把握するように努め、公開請求対象と考えられる行政文書を特定する必要がある。

本件処分の場合、実施機関は請求書の記載を基に「広域連携によるまちづくりについての会議要旨」と題する文書、「広域的なまちづくりに関する打合せ」と題する文書及び「広域的なまちづくりに係る連絡調整会議」と題する文書を特定したところではあるが、審査請求人

はそれらの文書では審査請求人の意図した行政文書が十分公開されたとは考えてはならず、藤沢市などとの協議も広域的なまちづくりに該当すると主張している。

本件請求では、請求書に記載のある内容と一致する名称の打合せが実在したところではあるが、請求人と実施機関との間で意図するものが異なる場合も十分に起こりうるため、実施機関は情報公開請求があった時点で、審査請求人に請求の意図を確認しながら公開対象文書の特定を丁寧に行い、場合によっては補正を行って文書の特定を適切に行うべきであった。

今後、行政文書の特定については、適切な対応を求めるものである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
3 0 / 1 / 2 2	行政文書公開請求書が提出される
2 / 5	行政文書一部公開決定
3 / 3 0	行政文書一部公開決定の取消が行われる
3 / 3 0	行政文書一部公開決定
5 / 1	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
5 / 1 8	処分庁が弁明書を提出
5 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
6 / 1 3	審査会に対し諮問
1 0 / 2 2	第 100 回 審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 1 / 5	第 101 回 審査会で審議
1 2 / 3	第 102 回 審査会で審議
3 1 / 1 / 7	第 103 回 審査会で審議
1 / 1 8	答申（答申第 6 8 号）